

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 地方税法の一部が改正され、自動車取得税及び軽油引取税が普通税（現行 目的税）とされたことに伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県税条例の一部が改正されたことに伴い、法人県民税均等割の課税免除及び減免の申請手続等について、所要の規定の整備を行う。

2 規則の概要

- (1) 自動車取得税及び軽油引取税が普通税とされたことに伴う所要の規定の整備を行うとともに、様式を改める。
- (2) 法人県民税均等割の課税免除及び減免に必要な申請手続等について、所要の規定の整備を行い、手続に必要な様式を定める。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする(2)を除き、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成21年4月の組織改正に伴い、職員の職に新たに医療政策監、筆頭主幹、児童心理主任、児童心理司、生活指導員及び鳥取砂丘レンジャーの職を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 職員の職について、次のとおり改める。
 - ア 新設する職
医療政策監、筆頭主幹、児童心理主任、児童心理司、生活指導員及び鳥取砂丘レンジャーの職を設ける。
 - イ 廃止する職
通信士、ボイラ技士、調理師及び調理員の職を削る。
- (2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県立病院の組織体制の再編に伴い、地方公営企業法の規定に基づき、政治的行為等の禁止に関する地方公務員法の規定が適用されることとなる管理職等（以下「適用管理職員等」という。）の範囲を見直す。

2 規則の概要

- (1) 病院局の適用管理職員等に次の職員を加える。
 - ア センター長及び副センター長を加える。
 - イ 女性職員支援室、健診室、血液浄化室、がん相談支援室及び画像診断室の室長を加える。
 - ウ 医療情報管理室、女性職員支援室及びがん相談支援室の副室長を加える。
- (2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県立病院の組織体制の再編に伴い、その任免について知事の同意が必要な職員（以下「主要な職員」とい

う。)の範囲について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 主要な職員の範囲を、次のとおり改める。

ア センター長及び副センター長を加える。

イ 女性職員支援室、健診室、血液浄化室、がん相談支援室及び画像診断室の室長を加える。

ウ 医療情報管理室、女性職員支援室及びがん相談支援室の副室長を加える。

(2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

現業職員の給与に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成21年4月の組織改正に伴い、現業職員の職務の分類について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 職務の級が1級又は2級である職からポイラ技士、調理師及び調理員を削る。

(2) (1)に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

副校長及び主幹教諭の設置に伴い、退職手当の調整額の適用区分を改める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 教育職給料表の適用を受ける者に係る退職手当の算定に係る調整額の適用区分に、管理職手当支給区分が特4種の職を占める者及び教育職給料表の特2級の適用を受ける者を加える。

(2) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例が一部改正され、退職派遣が行われなくなったことに伴う所要の規定の整備を行う。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。